

一般社団法人 日本脳神経外科学会
専門医生涯教育制度内規

平成 16 年 5 月 15 日理事会決定
平成 19 年 10 月 2 日改正
平成 23 年 4 月 3 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 26 年 10 月 8 日改正

(委員会)

第 1 条 専門医生涯教育制度（以下、本制度）の円滑な運営のために生涯教育委員会（以下、委員会）を置く。

2 委員長は専門医認定委員会委員長の指名とし、委員は委員会委員長が指名する。

(専門医資格更新および認定基準)

第 2 条 専門医資格更新の認定は、毎年 1 回の委員会による審査を経て、専門医認定委員会において決定する。

2 資格更新要件は以下に示す。

- (1) 脳神経外科の診療に従事していること。
- (2) 5 年間の認定期間に最低 1 回、本学会学術総会及び日本脳神経外科コンgres 総会の各々に参会すること。
- (3) 5 年間の認定期間に最低 1 回、本学会が認定する医療倫理、医療安全、医療事故、医事法制に関する研修を受講すること。
- (4) 別に定める本学会が認定する生涯教育クレジット対象学会・研究会への参加により、1 年平均 3 0 点以上、5 年間の認定期間に 1 5 0 点以上の生涯教育クレジットを取得すること。

3 前項第 4 号による生涯教育クレジットを獲得できない場合は、次の各号により生涯教育クレジットを補うことができる。

- (1) 生涯教育クレジット対象学会・研究会以外の脳神経外科及び関連する学会における発表並びに脳神経外科及び関連する学会誌への論文掲載による自己申告を行うこと。
- (2) SANS (Self Assessment in Neurological Surgery) 問題集を修得すること。

4 海外留学、病気等、委員会が妥当と認める理由があれば、申請により生涯教育クレジットを猶予する。

5 出産及び育児休暇が更新期間に含まれる場合等、委員会が妥当と認める理由があれば、申請により更新時期を延長することができる。

6 新専門医の生涯教育クレジット取得は合格年の翌年 1 月 1 日からとする。

(専門医資格更新手続)

第 3 条 専門医資格の更新認定を受けようとするものは、指定された期日までに申請手続きを行い、審査を受け、所定の期日までに更新手数料を納付しなければならない。

(生涯教育クレジット対象学会・研究会認定要件)

第 4 条 生涯教育クレジット対象学会・研究会の認定は、申請により、委員会による毎年 1 回の審査を経て、専門医認定委員会において決定する。

2 生涯教育クレジット対象学会・研究会の活動状況報告により、認定の取り消しまたは生涯教育クレジット点数の改定をすることがある。

附 則

- 1 本内規を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。
- 2 第2条（専門医資格更新および認定基準）の規定にかかわらず、平成22年までに認定されている専門医の初回更新時期は、委員会が指定し該当者に通知する。
- 3 第2条（専門医資格更新および認定基準）第2項第2号の日本脳神経外科コンgres総会の参会及び第3号については、委員会が指定する期日までに参加、受講することを条件に暫定認定できる。
- 4 旧規則における、名誉会員、特別会員、客員会員及び満65歳以上の専門医に対する生涯教育クレジット獲得義務免除は廃止する。